

令和2年度
山梨県公共事業評価
意見書

令和2年11月18日

山梨県公共事業評価委員会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	P1
1 事前評価について		
1-1 事前評価の実施にあたって	・ ・ ・ ・ ・	P2
1-2 個別事業に対する意見	・ ・ ・ ・ ・	P2
2 再評価について		
2-1 再評価の実施にあたって	・ ・ ・ ・ ・	P5
2-2 個別事業に対する意見	・ ・ ・ ・ ・	P6
(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	・ ・ ・ ・ ・	P6
(2) 工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	・ ・ ・ ・ ・	P11
(3) 事業費の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	・ ・ ・ ・ ・	P12
3 事後評価について		
3-1 事後評価の実施にあたって	・ ・ ・ ・ ・	P13
3-2 個別事業に対する意見	・ ・ ・ ・ ・	P13
4 審議経過	・ ・ ・ ・ ・	P15
5 令和2年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P16

はじめに

公共事業による社会資本整備は、県民生活の豊かさの実現を図る基盤づくりとして極めて重要な役割を担っている。

山梨県においては、令和3年夏の中部横断自動車道（静岡～山梨間）の全線供用開始、令和9年のリニア中央新幹線の開業という県の発展が期待できる絶好の機会を迎えようとしている一方で、加速する社会資本の老朽化、大規模自然災害への備えなどの様々な課題を抱えている。県では、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、限られた財源の中で、『快適で活力のある産業や生活の基盤づくり「活力・快適」分野』、『県民の安全・安心を支える基盤づくり「防災・減災」分野』、『持続可能な社会を実現する基盤づくり「長寿命化・持続可能」分野』毎に重点目標を定め、社会資本整備を進めている。

社会資本整備にあたっては、計画段階から事業実施中、事業完了後の全ての過程において、透明性を確保し、事業を効果的、効率的に執行していくことが重要であり、これらの過程を客観的に検証できる体制の確立が必要である。そのために、山梨県では平成17年度から公共事業の評価システムを本格導入しており、事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度などの妥当性や同種の事業間の優先度などの観点から事業実施の是非の総合的な評価、再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減などの諸観点から事業継続の是非の評価、また、事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性などの観点から事業の達成度の評価を実施することとしている。

本委員会は公共事業に対して意見を述べる機関として設置され、これまで多くの評価対象事業を審議しており、近年では平成30年度に20事業、令和元年度に25事業を審議し、公共事業評価の客観性及び透明性の確保を図ってきたところである。

本年度は、事前評価4事業、再評価13事業、事後評価4事業、合わせて21事業について、個別説明及び現地視察を経て、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。

なお、今後の社会資本の整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に反映されたい。

1 事前評価について

1-1 事前評価の実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の4事業について事前評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は、次のとおりである。

1-2 個別事業に対する意見

①道路事業 (主) 韮崎南アルプス富士川線 (小笠原橋) (南アルプス市)

この事業は、南アルプス市小笠原において、一級河川滝沢川を渡河する小笠原橋を架け替えるものである。

昭和29年に架設された小笠原橋は老朽化が著しく、現行耐震基準を満たしていない上、河川の通水断面を大きく阻害していることから、早期架替えが望まれている。また、小笠原橋北詰交差点においては、県道が3路線交差しているため、交通が集中し、朝夕を中心に著しい渋滞が発生している。

本事業により、現行の耐震基準を満たした橋梁となり、災害に強い道路が確保されるとともに、右折レーンの設置や歩道の整備により、渋滞の改善や歩行者の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

**②道路事業 (一) 青木ヶ原船津線 ((仮称) 足和田トンネル)
(富士河口湖町)**

この事業は、(一) 青木ヶ原船津線の富士河口湖町長浜～勝山において、災害に強い道路の確保を目的に、トンネルによるバイパス整備を行うものである。

当該区間は、屈曲が多い湖畔道路であり、カーブが連続し、線形が悪く、落石の危険箇所も多いことが課題である。

本事業により、防災上の危険箇所を回避する安全な道路を整備し、富士河口湖町市街地と河口湖西岸を結ぶ円滑な交通が確保されること、また、生活道路・観光道路・避難路として重要な役割を担うことが期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

③畑地帯総合整備事業 山梨西部第二 (山梨市)

この事業は、山梨市西部のぶどうやももを基幹作物としている地域において、農作業の効率化や農作物の品質の改善を図るとともに、農地の集積・集約化による果樹産地の強化を目的とし、区画整理、農道・用排水路・鳥獣害防止施設などの農業生産基盤を総合的に整備するものである。

現在は、区画が狭小で不整形であり、農道も幅員が狭いことから効率的な作業に支障があるだけでなく、排水条件が悪い箇所では湿害が発生するなど、果樹産地における営農の持続的発展に向けて早急な整備が望まれている。

本事業により、農作業の効率化や農作物の品質の改善を図るとともに、農地の集積・集約化による果樹産地の強化が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

④道路事業 国道140号（（仮称）桜井ICアクセス）（甲府市）

この事業は、甲府市桜井町において、交通の円滑化のために、西関東連絡道路と新山梨環状道路・北部区間を接続する道路を整備するものである。

現在、新山梨環状道路・北部区間（（仮称）広瀬IC～（仮称）桜井IC）が国により整備中であり、当該地区に（仮称）桜井ICが計画されている。当該地区周辺では、国道140号（向町バイパス）において、慢性的に渋滞が発生しているとともに、西関東連絡道路では、大蔵経寺山トンネル内に及ぶ渋滞が発生している。

本事業により、西関東連絡道路と新山梨環状道路を往来する車両が、一般道を経由することなく通行可能となり、自動車専用道路のネットワークが強化されるとともに、本地区の渋滞の解消も期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

2 再評価について

2-1 再評価の実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を早期、かつ最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。今回は、13事業について再評価の審議を行い、審議結果を次のとおり区分した。

- (1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業
- (2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業
- (3) 事業費の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

個々の事業に対する意見は、次のとおりである。

2-2 個別事業に対する意見

(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①林道事業 林道細野鹿留線（都留市）

この事業は、都留市南東部の御正体山北面一帯の県有林を中心とした広大な森林の管理・経営を目的として、都留市の大野地区と鹿留地区を結ぶ森林基幹道の整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、急峻な地形に加え、工事の進行に伴い判明した脆弱な地質の区間について、法面保護工等を追加したことによる事業費の増額と事業期間の延伸である。

現在、8割以上の進捗が図られていること、本事業の完了により、充実した人工林資源の有効活用が可能となること、また、地元住民の緊急時の避難路としての役割も期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

②農村災害対策整備事業 大明見（富士吉田市）

この事業は、富士吉田市北東部に位置する水稻栽培を主体とする農村地域において、用排水路、農道、土砂崩落防止施設等の農地の保全、及び地域の防災を目的とした整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、軟弱な地盤等を理由とした、用排水路工、農道工、土砂崩落防止施設等の内容変更に伴う事業費の増額と事業期間の延伸である。

現在、関係機関との協議も整い、構造物の設計も完了していること、また、本事業により整備される農道は、市の「地域防災計画」の緊急避難路として指定され、地域防災において重要な位置付けとなっていることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和5年度の完成に努められたい。

③道路事業 (主) 都留道志線 (都留市)

この事業は、(主) 都留道志線の都留市上谷において、歩行者等の安全性を確保するために、歩道設置を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、想定外の軟弱な地盤を原因とした工法変更による事業費の増額、及び用地補償交渉に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

現在、9割以上の進捗が図られていること、当該区間は、道路の幅員が狭く、児童等歩行者の通行が大変危険な状況であり、本事業の完了により、歩行者の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和6年度の完成に努められたい。

④道路事業 (一) 甲府精進湖線 (中小河原工区) (甲府市)

この事業は、(一) 甲府精進湖線の甲府市中小河原において、歩行者等の安全を確保するための歩道設置を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用地補償費用が増えたことによる事業費の増額と、用地補償交渉に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

当該工区については、地元の山城地域からの歩道設置要望が強く、本事業の完了により、歩行者の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和6年度の完成に努められたい。

⑤道路事業 (一) 中下条甲府線 (甲府市)

この事業は、(一) 中下条甲府線の甲府市宝～丸の内において、電線共同溝の整備により、防災上必要な緊急輸送道路の通行確保や歩行者等の安全で快適な通行空間の確保を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、想定外の地下埋設物により新たな移設補償費用が発生したことによる事業費の増額と、関係機関との調整に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

現在、8割以上の進捗が図られていること、本事業の完了により歩行者の通行空間の確保や都市災害の防止が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和6年度の完成に努められたい。

⑥治水事業 貢川 (甲斐市)

この事業は、甲斐市竜王において、洪水被害の防止を目的に流下能力向上のための河川改修整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、上流左岸側の改修を追加したことによる事業費の増額と、安全確保のための施工方法の変更、及び想定以上の湧水が発生したことによる事業期間の延伸である。

当該地区では、豪雨による水位の上昇で浸水被害が起きており、地域住民から河川改修の要望が出されていること、また、本事業の完了により、洪水被害の軽減が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和9年度の完成に努められたい。

⑦道路事業 国道300号（中之倉）（身延町）

この事業は、身延町中之倉地内において、峡南地域と富士北麓地域間のアクセス向上を目的として、交通の難所となっている国道300号の道路整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、トンネル掘削工事において、脆弱な地質が出現したことによる掘削補助工の変更、及び大量の湧水の対策工によって生じた事業費の増額と、事業期間の延伸である。

当該区間は、緊急輸送道路であるとともに、観光拠点の周遊ルートを形成する重要な路線であり、地域住民も本事業の早期完成を望んでいることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

⑧道路事業 国道140号（新山梨環状道路・東部区間）（甲府市）

この事業は、甲府市内の慢性的な渋滞を解消することを目的とし、甲府都市圏を取り囲む環状道路の（仮称）西下条ICから（仮称）落合西ICに至る約1.6km区間の整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、関係機関との調整や、地質調査の結果、想定以上の粘着力を持つ粘性土であることが判明し、対策工法の追加が必要となったことによる事業費の増額と、用地補償交渉に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

現在、9割程度の進捗が図られており、本事業の完了により、県内拠点間の連携強化が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和4年度の完成に努められたい。

⑨治水事業 濁川（甲府市）

この事業は、甲府市城東から相生において、洪水被害の防止を目的として、河道改修・バイパス水路整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、物件補償費の増加による事業費の増額と、河川改修区間における筆界未定地の解消に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

当該地区では洪水被害が度々発生していること、現在、甲府市との協調により筆界未定地の解消に目処が立ったことから、見直し案により、事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和11年度の完成に努められたい。

(2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①道路事業 (主) 茅野北杜韮崎線(新府バイパス) (韮崎市)

この事業は、(主) 茅野北杜韮崎線において、近接する穴山バイパス、青坂バイパスに続き、残る未改良区間を整備するものである。

今回の見直し案は、用地補償交渉に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

現在、9割以上の用地が取得済みであること、また、本事業の完了により、交通の安全が確保される上、北杜市と韮崎市間のアクセスの大幅な向上が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和8年度の完成に努められたい。

②街路事業 (都) 太田町蓬沢線ほか2路線 (甲府市)

この事業は、甲府市幸町において、市街地内の渋滞解消と歩行者・自転車の安全確保のため、2つの段違いの交差点を集約し、十字交差点として整備するものである。

今回の見直し案は、用地補償の完了までに時間を要したことによる、事業期間の延伸である。

現在、8割程度の用地が取得済みであり、本年度末には9割を超える取得が見込まれていること、また、本路線は重要拠点へのアクセス道路であり、当該箇所は渋滞が慢性化し、歩行者・自転車の通行に支障をきたしていることから、市街地内の渋滞解消と安全確保のため、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

(3) 事業費の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①下水道事業 富士北麓流域下水道（富士吉田市 他）

この事業は、富士北麓流域下水道において、幹線管渠や処理施設を整備するものである。

今回の見直し案は、処理区域の見直しにより計画汚水量が減少し、処理施設の規模を変更したことによる事業費の減額である。

引き続き、流域の水質保全を図るため流域下水道事業を推進していく必要があることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、関連市町と十分連携したうえで時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和19年度の完成に努められたい。

②下水道事業 桂川流域下水道（富士吉田市 他）

この事業は、桂川流域下水道において、幹線管渠や処理施設を整備するものである。

今回の見直し案は、処理区域の見直しにより計画汚水量が減少し、処理施設の規模を変更したことによる事業費の減額である。

引き続き、流域の水質保全を図るため流域下水道事業を推進していく必要があることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、関連市町と十分連携したうえで時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和19年度の完成に努められたい。

3 事後評価について

3-1 事後評価の実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響などの検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。今回は、以下の4事業について事後評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は、次のとおりである。

3-2 個別事業に対する意見

①林道事業 林道乾徳山線（山梨市）

この事業は、山梨市三富の下釜口地区から川浦地区における県有林の管理・経営を効率的に行うため、森林基幹道を整備したものである。

本事業により、森林整備が計画的・効率的に行われ、主伐や間伐による木材の搬出も円滑に行われていることから、事業効果は大きいと判断される。また、当該区間は、乾徳山への登山や西沢溪谷への観光のアクセス道として利用されており、緊急時には避難路としても活用できることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

②畑地帯総合整備事業 一宮北部（笛吹市）

この事業は、笛吹市一宮町の北東部に広がるぶどうやももを中心とした果樹の栽培が盛んな地域において、営農条件を改善し、持続的な果樹産地の発展を図るため、農業生産基盤を総合的に整備したものである。

整備後は、区画整理により作業効率の良い農地が確保され、地区内の認定農業者も増加し、地域営農の維持に貢献している。さらに、生産基盤の整備に伴い農作物の高品質化が図られる等、効果が発現されており、地域の特色を生かした農業振興が図られていると認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

③湛水防除事業 東花輪川Ⅱ期（中央市）

この事業は、甲府盆地南部に位置する低平地の中央市大田和地区周辺において、地域の防災対策と農業の持続的な安定を図ることを目的に、幹線排水路の改修と、東花輪川、清川の合流地点に排水機場を整備したものである。

整備後は、台風や豪雨時における鎌田川への排水能力が向上し、農地及び住宅への湛水被害が防止されるとともに、農業経営の安定が図られており、事業の目的が達成されたと評価できる。

④中山間地域総合整備事業 八代（笛吹市）

この事業は、笛吹市八代町の御坂山地の北面に広がるぶどうやももを中心とした果樹産地において、営農条件を改善し、営農の維持発展を図るための農業生産基盤と、農村地域の生活環境を総合的に整備したものである。

整備後は営農条件の改善により、農作物の生産性及び品質が向上した。また、豊かな地域資源を活用した農村公園等の整備により、住民の憩いの場の創出、地域の活性化など多くの効果が発現していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

4 審議経過

(1) 第1回評価委員会

開催日：令和2年5月27日（水）

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について
事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（2事業）
事後評価事業の説明・審議（2事業）

(2) 第2回評価委員会

開催日：令和2年7月14日（火）

内 容：事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（8事業）
事後評価事業の説明・審議（2事業）

(3) 第3回評価委員会

開催日：令和2年8月7日（金）

内 容：現地視察 3箇所

(4) 第4回評価委員会

開催日：令和2年10月7日（水）

内 容：事前評価事業の説明・審議（2事業）
再評価事業の説明・審議（3事業）

(5) 第5回評価委員会

開催日：令和2年10月28日（水）

内 容：評価調書の修正等

5 令和2年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	平松 普也	信州大学 教授
副委員長	吉田 修一郎	東京大学大学院 教授
委員	右平 博	山梨大学大学院 教授
同	大塚 ゆかり	山梨県立大学 教授
同	岡村 美好	山梨大学大学院 准教授
同	柿嶋 美保子	風土記の丘農産物加工直売組合 加工部 代表
同	芥藤 成彦	山梨大学大学院 教授
同	保坂 ひとみ	(有)メディア・アイ・コーポレーション 代表取締役
同	松本 武	東京農工大学大学院 准教授
同	宮川 雅奎	山梨大学大学院 准教授

(敬称略：委員は五十音順、役職は令和2年11月現在)